

ほうじん



公益社団法人 松山法人会

青年部会 租税教室

租税教室がキャリア教育と交流の場を提供

『夢きらきらプログラム』を4校で実施

松山法人会青年部会では、夢語り人(働く大人)を学校に招き、夢について子ども達と語りあう「夢きらきらプログラム」を開催しました。当プログラムは夢を持ち、その夢は多くの人やモノに支えられていることと、大人になり、仕事をする事により、次は支える立場の人間になること、そして支えの大部分は税金であるということを知る内容となっております。

今年度は、4校で実施し、児童数延べ330名、スタッフ延べ68名、夢語り人(各種の職業人)延べ98名の方に参加頂きました。



▲電子黒板を用いた租税教室風景

◆租税教室に参加して…

- 児童たちは夢を語り合うだけでなく、家族や友人等、身の回りの人のことも考えてお話しできていました。(警察官)
- 児童たちが、自分の仕事により興味を持っていただいて、こちらも有意義な語り合いになりました。(金融業)
- 4校全て参加させていただいて、児童たちは、とても熱心に目を向けてくれていたので、今後も「夢きらきらプログラム」の継続的实施を目指して欲しいです。(自衛隊)



▲夢語り人の説明を聞く児童たち



▲松山市立清水小学校にご参加いただいた(1/20)夢語り人の皆様

結婚できる「婚学教室」 えひめ結婚支援センター「婚活大学」レポート

えひめ結婚支援センターの成功ノウハウを活用した婚活大学。10月31日基調講演からスタートし、1月31日特別編終了まで、東中南予男女別等で合計24回実施しました。基調講演では九州大学の佐藤剛史先生を講師にお招きし、「結婚できる『婚学』教室」と題して講演いただき、約120名が熱心に聴講し、全体ではのべ400名以上の方に受講いただきました。



基調講演 講師紹介 佐藤 剛史(サトウ ゴウシ)氏
作家。現在、九州大学大学院農学研究院助教。農学博士。専門は環境経済学、農業経済学、食育。年間の講演回数は100回を超える。著作多数。

基調講演レポート

「目の前にいる人を精一杯よろこばせてあげる」

私(=佐藤氏)自身ももし未婚ならこの会場で未婚女性を見つけて結婚する自信がある。それはお金があるからでも、社会的地位があるからでもなく、相手は誰でもいいからだ。女性は男性に対して高所得を望むが、20~30代のサラリーマンで年収700万以上は上位4%。つまりそれを望む女性も上位4%である必要がある。相手に対して条件の多い人は「相手に幸せに幸せにしてもらおうと思っている人」。お互いそう思っていると絶対にうまくいかない。逆に「目の前にいる人を精一杯よろこばせてあげる」考え方が大事。

「恋愛・結婚も仕事と同じ」

仕事に関しての段取りをつけて行う能力はみんなあるから、仕事をするように恋愛、結婚をしてみる。

昔は誰かが背中を押してくれたが、現在はハラスメントになり誰も背中を押してくれない。昔に比べ、自分の人生は自分で推し進めていく力が必要になっている。段取りをつけ失敗したら修正をかけ自力でゴールにたどり着かなければならない。恋愛・結婚も仕事と同じ。仕事で大切なのは「お客さんにいかに喜んでもらうか」。その結果、リピーターが増え売り上げも上昇。結婚も「目の前のパートナーをいかに喜ばせてあげるか」であり、全ての基本は人間関係形成力。

「コミュニケーションが苦手」⇒話す力がないからコミュニケーションが苦手だと思っている。

「こんな人とはしゃべりたくない」⇒話を聞いてくれない人。コミュニケーション能力とは「聞く力」。

絶対聞いてくれる安心感があると話しやすい。相手の話を「聞いて、受け入れて、質問して」ということを意識して行くと「あの人すごくいい人だね」と思われる。また、褒める力もとても大事。日本人は褒めるのも、褒められるのも苦手だが、褒め上手、褒められ上手になればもっと人間関係がよくなる。

また、脳は主語の理解力に欠ける為、人を褒めると自分が褒められているように錯覚し気持ちよくなる。自分の言葉を聞いてもらえ、さらに話が合うと、嬉しそうに身を乗り出してシンクロする。この良好な人間関係がお客様にも、ビジネスパートナーにも、恋人にも、配偶者にも発展する。目の前の人を大事にし、この人という人間関係を作ろうという気持ちが大切。仕事ではタイプではないから無視するという行為はあり得ない。目の前の人自分の人生をかえてくれるかもしれない。「出会いがない」わけではない。大切なのは出会いをものにしていく力。一瞬の出会いを大切にしていける力が必要。

「命について」

*生涯未婚率(50歳までに一度も結婚しない人)男性20%(5人に1人)、女性10%(10人に1人)

*平均初婚年齢 男性30歳、女性28歳(1973年では男性26歳、女性24歳⇒40年で4歳上昇)。

⇒理由は「やりたいこと全部やってから結婚したい」という若者の意識。

自分の命、存在はどういうものなのか?何代も遡る先祖の命のバトンがつけられてきたから今の自分がいる。そのバトンをつなぐか、やりたいことを優先するか、決めるのは自分。

「夢の実現」

かけがえのない命をどうやってつないでいくか?「婚学」は恋愛テクニックではない。自分が思い描く人生を自分の力で実現していくことを目指している。

夢の実現・目標達成のメソッド

① できるだけ具体的に考える

※例えば、お店持ちたいなあではダメ。いつ?どこに?メニューは?回転率は?など具体的に考えることで、意識が変わり、不動産情報なども気になり始める。⇒意識が変わると行動が変わる。

② その夢に日付をつける

この1年、1カ月、1日の過ごし方ややるべきことがわかり、一瞬の行動が変わる。

③ それを紙に書く

頭で考えたことは抽象的なので紙に書くことで言語化、視覚化、概念化されると自分で扱えるようになる。

④ 人に言う

周りの人から様々な情報を得る事ができる。「恋人が欲しい、結婚したい」と言うことで紹介が期待できる。周りの人の応援で引くに引けなくなり、諦めの心にストップがかかる。

⑤ まず人の夢を応援する(一番大事!)

人の夢を応援すると自分の夢も応援してもらえる。

自分1人の力では不可能な事が可能になる。

1.基調講演	2.基礎編	3.応用①	4.応用②	特別編
佐藤剛史氏 「結婚できる『婚学』教室」	基調講演要約 婚活の仕方 自分を磨こう 原石を探そう	地域の婚活事情 データ分析情報 ワークショップ (個別相談含む)	男女合同開催 おさらい ワークショップ コミュニケーション体験	水畑順作氏・ライフデザイン教育研究会 ライフデザイン ☆カフェイン松山

婚活ビッグデータの分析結果を使用して、より具体的な情報を提供。
自分の婚活を新しい視点から考えた



婚活大学の参加者の声

12月時点の婚活大学参加者でアンケート提出のあった175人のうち、172人(98%)が講義内容が良かったと回答

- ・ 基調講演を聞いて結婚をもっと真剣に考える良い機会となった。(独身者)
- ・ データ分析結果を基に、現状の婚活方法を見直すきっかけができた。(独身者)
- ・ 婚活だけでなく、将来のライフプランも考える良い機会となった。(独身者)
- ・ セミナー回数を増やしてほしい、休日開催を考えてほしい、など。(独身者)
- ・ 活動事例を基に、結婚を希望する若者の力になっていきたい。(婚活支援者)

労務便り VOL.27



社会保険労務士 寺田宗平
(てらだ しゅうへい)

～労使トラブルに発展する前に～

確認しておきましょう!

年次有給休暇の基礎知識③&マイナンバー制度について

寺田社会保険労務士事務所

〒791-8061 松山市三津1丁目8-4

プロフィール：「信頼される社労士」をモットーに、企業の成長を支えるために何をどうすればいいのかわかり、常に自らに問いかけながら、お客様に満足していただける提案を心がけています。

こんにちは、社会保険労務士の寺田と申します。第3回目は、引き続き年次有給休暇と2016年1月からスタートするマイナンバー制度についてお伝えしたいと思います。

年次有給休暇の基礎知識

年次有給休暇は、企業にとって労働基準法で定められているから仕方なく与えなければならないものと思われがちですが、年次有給休暇の取得を促進することによって、次のようなメリットがあげられます。

【企業側のメリット】

- ・従業員のモチベーションアップにつながる
- ・企業イメージも高まり、優秀な人材を確保しやすくなる
- ・過重労働によるメンタルヘルス不調の予防につながる等

【労働者側のメリット】

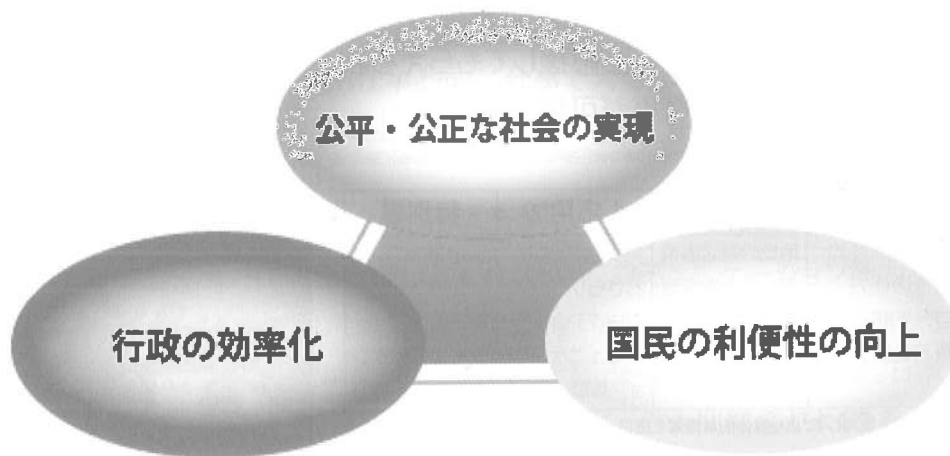
- ・柔軟に休暇をとれる
- ・充実した休暇で、仕事への意欲も高まる
- ・趣味やスポーツ等で心身の健康を保てる等

きちんと年次有給休暇を取らせることで、従業員と企業の双方にとってメリットが得られるのであれば、年次有給休暇の取得を促進する意義があると言えるでしょう。

マイナンバー制度について

マイナンバー制度について、すでに名前は聞いたことある方が多いのではないのでしょうか。マイナンバーは、住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。また、個人だけでなく法人にも個別の番号(法人番号)が割り当てられます。

この制度の導入によって、期待される効果として内閣官房は大きく3つあげています。



(内閣官房マイナンバー社会保障・税番号制度 資料より)

- ①所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えるようになることです。(公平・公正な社会の実現)
- ②添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されることです。また、行政が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできるようになることです。(国民の利便性の向上)

- ③行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されることです。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されるようになることです。(行政の効率化)

デメリットとしては多くの個人情報が共通番号として結びつくので、外部にマイナンバーが漏れると、個人情報が集まって流出する危険があります。また、他人のマイナンバーを用いたなりすまし等により、被害を負うのではないかとといったようなこと等も懸念されています。そのため、国としても、制度面やシステム面における様々な措置を講じています。具体的には、企業に対して法律に規定があるものを除いて、マイナンバーを含む個人情報を収集したり、保管したりすることを禁止しています。また法律に違反した場合の罰則も従来よりも重いものとなっています。

【社会保障・税番号制度における安心・安全の確保】

番号制度に対する国民の懸念

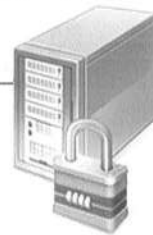
- ・ 個人番号を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された個人情報が外部に漏えいするのではないかと懸念。
- ・ 個人番号の不正利用等(例:他人の個人番号を用いた成りすまし)等により財産その他の被害を負うのではないかと懸念。
- ・ 国家により個人の様々な個人情報が個人番号をキーに名寄せ・突合されて一元管理されるのではないかと懸念。

制度面における保護措置

- ① 番号法の規定によるものを除き、特定個人情報の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止(番号法第20条、第28条)
- ② 特定個人情報保護委員会による監視・監督(番号法第50条～第52条)
- ③ 特定個人情報保護評価(番号法第26条、第27条)
- ④ 罰則の強化(番号法第67条～第77条)
- ⑤ マイ・ポータルによる情報提供等記録の確認(番号法附則第6条第5項)

システム面における保護措置

- ① 個人情報を一元的に管理せず、分散管理を実施
- ② 個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携を実施
- ③ アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
- ④ 通信の暗号化を実施



(内閣官房マイナンバー社会保障・税番号制度 資料より)

【企業に求められる対応】

マイナンバー制度が企業に与える影響やリスク等を経営者や担当者はもちろんのこと、全従業員にも理解していただく必要があります。

企業では従業員の源泉徴収や社会保険等の行政手続き時にマイナンバーを利用する場面が数多く出てきます。さらに、従業員の扶養家族のマイナンバーも把握し管理する必要があります。また、業務を委託する個人に対しても、マイナンバーの告知を求めていくことになります。従業員及びその家族、業務委託先のマイナンバーは非常に高度な個人情報ですので、取り扱いには細心の注意を払わなければなりません。そのため、どの業務にマイナンバーが必要で、誰が担当するのか明確化する必要があります。

また、マイナンバー利用開始までに、従業員研修の実施やセキュリティ面の検討等、余裕を持って何を行うか、スケジュールを作成しておくこととよいでしょう。制度導入時には様々なトラブルが想定されます。そういったトラブルに対応できるように就業規則を適切に整備しておくこともお勧めします。

マイナンバー制度の情報は「内閣官房マイナンバー社会保障・税番号制度」のホームページで随時最新情報が提供されています。マイナンバー制度を理解し、今から取れる対策をしっかりと検討しておきましょう。

事前に知っておくことによってトラブル防止に繋がることもあります。連載を通じて少しでも参考になったことがあれば幸いです。これまで3回にわたりお付き合い頂きありがとうございました。

小口資金が必要な皆様へ スピーディーに融資!!

小口連携保証(トライアングル1000)

将来性があり、資金調達環境の厳しい中小企業者のために、金融機関の協力を得て、必要資金の供給を図り、経営基盤の安定化に資するための保証付きの融資で、法人会の推薦が必要な愛媛県信用保証協会の優遇された商品です。

ご融資には、法人会の「**推薦状**」が必要です。(シリアル番号付、押印のもの)
推薦状の発行は、**法人会事務局**へお問い合わせください。

取扱金融機関 伊予銀行・愛媛銀行・愛媛信用金庫・宇和島信用金庫・東予信用金庫・川之江信用金庫他

上記以外に、県外の金融機関、政府系金融機関、農協でもお取り扱いできます。
 お取引がない場合でも上記の金融機関にお気軽にご相談ください。

資格要件

愛媛県内に住所を有し、

保証対象業種に属する事業を引き続き**6ヶ月以上営む会社・個人**(確定申告をしていること)で法人会が推薦するもので、次のいずれかに該当するもの
 (税理士及び税理士法人関与事業所・青色申告会会員を含む)

- ①直近決算において**年商が1億円未満の会社・個人**(確定申告先)
- ②直近決算において**年商が3億円未満の会社**

保証限度額

○資格要件①のかた **500万円以内**
 (ただし、運転資金については月商の2ヶ月を上限とする。)

○資格要件②のかた **1,000万円以内**
 (ただし、運転資金については月商の2ヶ月を上限とする。)

※平均月商=直近決算売上高を12ヶ月で除したもの

※申込金額が500万円超(小口連携保証の既保証残高を含む。)となる場合は、「中小企業の会計に関する基本要領(以下「中小会計要領」という。)」に基づく信用保証料率の割引対象先であることを必須条件とし、この確認は次により行うこととする。

- ①財務諸表について、すべての項目が「中小会計要領」に沿って会計処理されているもので、『「中小会計要領」の適用に関するチェックリスト』の提出を受け、その内容が確認できるもの。
- ②『「中小会計要領」に基づく保証料割引制度の利用に関する確認・同意書』の提出を受けたもの。

資金使途

事業に必要な運転資金または設備資金

保証期間

運転資金／5年以内 設備資金／7年以内

保証料率

愛媛県信用保証協会の定めるところによる

※中小会計要領の適用に関するチェックリストの提出・会計参与制度を設置している中小企業者に対し、保証料率が**0.1%**割引かれます。

貸付利率

取扱金融機関所定の利率(ただし、本商品については通常金利より**0.3%**引き下げる)

返済方法

一括または分割

連帯保証人

法人／原則代表者1名 個人／原則不要

担保

原則として不要

申し込み先

一般社団法人愛媛県法人会連合会

(住所)〒790-0067 松山市大手町2-5-7 商工会館2F 愛媛中小企業指導センター内 (TEL)089-941-7711

※本商品は保証協会への直接申し込みは出来ません。利用につき、申し込み先は法人会ですが、融資については、すべて金融機関を経由いたします。(取扱金融機関にご相談ください)

税務署からのお知らせ

法人会会員の皆様へ

平成25年度税制改正により、租税特別措置法等の一部が改正され、非上場株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用要件の緩和や手続の簡素化などが行われました。

これらの改正事項は、原則として、平成27年1月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する非上場株式等に係る相続税又は贈与税について適用されます。

●非上場株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予及び免除の特例概要

①非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例

後継者である相続人等が、相続等により、経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を被相続人(先代経営者)から取得し、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき相続税のうち、その株式等(一定の部分に限ります。)に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予され、後継者の死亡等により、納税が猶予されている相続税の納付が免除されます。

②非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例

後継者である受贈者が、贈与により、経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を贈与者(先代経営者)から全部又は一定以上取得し、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき贈与税のうち、その株式等(一定の部分に限ります。)に対応する贈与税の全額の納税が猶予され、先代経営者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税の納付が免除されます。

- 国税庁ホームページでも、事業承継税制に関する改正内容などを記載したパンフレットを掲載しておりますので、ご利用ください。
- 改正の内容等についてお分かりにならない点がありましたら税務署にお尋ねください。

※税務署での面接による個別相談(関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談等)を希望される方は、待ち時間なく相談に対応できるよう、あらかじめ税務署へ電話により面接日時を予約(事前予約制)していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

平成27年1月1日施行

非上場株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予及び免除の特例のあらまし

平成25年度税制改正により、租税特別措置法等の一部が改正され、非上場株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予及び免除の特例(以下「事業承継特例」といいます。)の適用要件の緩和や手続の簡素化などが行われました。

これらの改正事項は、原則として、平成27年1月1日以後に相続又は遺贈又は贈与により取得する非上場株式等に係る相続税又は贈与税について適用されます。

※ このパンフレットは、事業承継税制(「事業承継特例」と、非上場株式等納税猶予の特例)について、

- 特例の要件や申告手続
 - 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例 (P.1)
 - 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例 (P.2)
 - 特例の対象となる非上場株式等の数・相続税・贈与税の計算方法 (P.3)
- 事業承継税制の主な改正事項 (P.4)
- 事業承継税制の概要 (P.5)

● 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例

後継者である相続人等が、相続等により、経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を被相続人(先代経営者)から取得し、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき相続税のうち、その株式等(一定の部分に限ります。)に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予され、後継者の死亡等により、納税が猶予されている相続税の納付が免除されます。

● 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例

後継者である受贈者が、贈与により、経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を贈与者(先代経営者)から全部又は一定以上取得し、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき贈与税のうち、その株式等(一定の部分に限ります。)に対応する贈与税の全額の納税が猶予され、先代経営者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税の納付が免除されます。

(注)「非上場株式等」とは、平成25年度改正租税特別措置法第10条第1項第1号に規定する非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。)

○ このパンフレットは、平成25年3月30日に公布された「税制改正案」(平成25年度税制改正案)に基づき、事業承継税制に関するものである。その他の改正事項については、本パンフレットの別冊「事業承継税制の概要」を参照してください。

● 税務署での個別による相談(関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談等)を希望される方は、待ち時間なく相談に対応できるよう、あらかじめ税務署へ電話により面接日時を予約(事前予約制)していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

平成27年 1月

税務署 この社会あなたのために